

(第42号議案)

中野区特別区税条例の一部を改正する条例(案)の概要

地方税法の改正に伴い、中野区特別区税条例(以下「条例」という。)を特別区民税に関し、次のように改正する。

1 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の延長

適切な健康管理の下、セルフメディケーションに取り組む環境の整備を維持・強化する必要があることから、対象医薬品をより効果的なものに重点化した上で、対象期間を令和4年度までから5年間延長し、令和9年度までとする。

<令和4年1月1日施行>

【条例付則第3条】

2 均等割の非課税の範囲等に係る扶養親族の見直し

区民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、所得税における国外居住親族に係る扶養控除の見直しを踏まえて範囲の見直しを行い、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする。

また、個人住民税均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族についても、同様の措置を講ずる。

<令和6年1月1日施行>

【条例第10条、第14条、条例付則第2条の2の2】

3 寄附金税額控除の範囲の見直し

特定公益増進法人等に対する寄附金について、主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。

<令和4年1月1日施行>

【条例第20条】

(第42号議案)

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(均等割の税率の軽減)</p> <p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によって課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。) 1,500円</p> <p>(2) (略)</p> <p>第15条～第19条 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(均等割の税率の軽減)</p> <p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によって課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 1,500円</p> <p>(2) (略)</p> <p>第15条～第19条 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、</p>

同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する学校法人（区の区域内において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園若しくは大学（短期大学を含む。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する学校法人に限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該学校法人が区の区域内において設置する幼稚園等の業務に関連するものに限る。）
- (2) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（区の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人又は区の区域内において施設を運営する社会福祉法人に限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該社会福祉法人の主たる目的である業務（当該社会福祉法人の主たる事務所が区の区域外にある場合は当該社会福祉法人が区の区域内において運営する施設に係る業務）に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人（区の区域内に主たる事務所を有する更生保護法人又は区の区域内において施設を運営する更生保護法人に限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該更生保護法人の主

同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する学校法人（区の区域内において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園若しくは大学（短期大学を含む。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する学校法人に限る。）に対する寄附金（当該学校法人が区の区域内において設置する幼稚園等の業務に関連するものに限る。）
- (2) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（区の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人又は区の区域内において施設を運営する社会福祉法人に限る。）に対する寄附金（当該社会福祉法人の主たる目的である業務（当該社会福祉法人の主たる事務所が区の区域外にある場合は当該社会福祉法人が区の区域内において運営する施設に係る業務）に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人（区の区域内に主たる事務所を有する更生保護法人又は区の区域内において施設を運営する更生保護法人に限る。）に対する寄附金（当該更生保護法人の主たる目的である業務（当該更生保護法人の主たる事務所が区

たる目的である業務（当該更生保護法人の主たる事務所が区の区域外にある場合は当該更生保護法人が区の区域内において運営する施設に係る業務）に関連するものに限る。）

2 (略)

第20条の2～第24条の2 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

第25条～第36条 (略)

第2節～第6節 (略)

第3章 (略)

付 則

第1条～第2条の2 (略)

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条の2の2 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,00

の区域外にある場合は当該更生保護法人が区の区域内において運営する施設に係る業務）に関連するものに限る。）

2 (略)

第20条の2～第24条の2 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

第25条～第36条 (略)

第2節～第6節 (略)

第3章 (略)

付 則

第1条～第2条の2 (略)

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条の2の2 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,00

0円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の2～第19条 （略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定、付則第3条の改正規定及び次条第1項の規定は、令和4年1月1日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第2条 改正後の中野区特別区税条例（以下「新条例」という。）第20条第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

0円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の2～第19条 （略）

2 新条例第10条第2項、第14条第1号及び第24条の3第1項並びに付則第2条の2の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。